

設置の手続

■ 設置要望書が必要です

設置の計画がある場合には 所定様式により毎年7月上旬までに 都道府県から設置希望概要調を提出していただことになっています また 設置希望地方公共団体から設置計画の概略（設置年度 建設予定地 建物の構造規模 建設資金計画 設置事由 その他必要な事項）を記載した要望書を毎年11月末日までに労働大臣あて提出していただきます（設置主体が市である場合は 都道府県知事の副申を添付することになります）

■ 補助金交付申請書が必要です

補助金交付を受けようとするものは 補助金交付申請書を所定の様式により 労働大臣あてに提出することになります

◇ 詳細については 下記へお問合せください

- 労働省婦人少年局婦人労働課
東京都千代田区大手町1の3の1
電話 (211) 7451
(内線 258~260)
- 婦人少年室
- 都道府県労働福祉主管課

勤労婦人のための施設

働く婦人の家

ごあんない



（小樽市勤労婦人センター）

労働省婦人少年局

1980年

働く婦人の家とは

働く婦人の家は

- 主として中小企業に働く婦人等の福祉の増進を図るため 地域におけるこれら婦人の福祉に関する事業を総合的に行う施設です
- 働く婦人の家では 職業生活等に必要な種々の援助を行います
- そして 教養 憩い レクリエーションの場となります
- 勤労者家庭の主婦も利用できます

勤労婦人福祉法

- (第13条) 地方公共団体は必要に応じ働く婦人の家を設置するように努めなければならない
- 2 働く婦人の家は 勤労婦人に対して 各種の相談に応じ 及び必要な指導 講習 実習等を行ない 並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等勤労婦人の福祉に関する事業を総合的に行なうこととする目的とする施設とする
 - 3 労働大臣は 働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする

働く婦人の家の設置について

設置運営主体

働く婦人の家は 地方公共団体が設置し運営することになっています

施設の基準

構 造	○鉄骨造り ○鉄筋コンクリート造り ○鉄骨・鉄筋コンクリート造り
規 模	延 600m^2 以上
内部設備	講習室 相談室 談話室 料理実習室 図書室 託児室 軽運動室 その他 (勤労婦人の数が特に多い地域においては) (勤労婦人の学令児のための学童学習室)

国庫補助

- 設置費の国庫補助は3,000万円の定額補助です

その他の援助措置

- 設置主体が「市」の場合には通常都道府県からも国庫補助と同額程度の補助を受けています
- 「中小企業退職金共済事業団資金」による地方債の引受けが利用できます
 この資金を利用するに当っては 同資金が中小企業退職金共済制度の積立金の還元を趣旨としているので とくに同制度への加入促進についての計画を定め その推進を図ることとされています
- なお 大都市等 土地確保の困難な地方公共団体においては 施設の利用に支障のない場合 合築も認められます

働く婦人の家ではこのような事業をします

- 職業に関する種々の知識を与える 指導 講習等を行います
- いろいろな相談に応じます
- 職業生活と家庭生活の調和をはかるために必要な知識を与える 教養を高めるための講習会や 座談会 講演会を行います
- グループ活動 クラブ活動の指導 援助をします
- レクリエーション 休養 話合いの場となります
- 託児室では 働く婦人の家を利用するお母さん方が 講習会や サークル活動に参加されている間子供を預かります



国際交流



簿記講座



託児風景



絵画教室

働く婦人の家の運営

- 地方公共団体は施設の利用方法 その他運営に関する基本的なことを 条例・規則等で定めておかなければなりません

運営を円滑に行うため 学識経験者 関係行政機関の職員 働く婦人の家を利用する勤労婦人の代表等を委員とする運営委員会を 設ける必要があります

- 施設には

館長 働く婦人の家指導員 保母等の専門職員や事務職員等をおくことになっています

勤労婦人福祉法

(第14条) 働く婦人の家には 勤労婦人に対する相談及び指導の業務を担当する職員（働く婦人の家指導員）を置くように努めなければならない

2 働く婦人の家指導員は その業務について熱意と識見を有し かつ 労働大臣が定める資格を有する者のうちから 選任するものとする

施設設置一覧

県名	働く婦人の家・勤労婦人センター		
北海道	苫小牧市婦人ホーム 函館市働く婦人の家 留萌市働く婦人の家 芦別市働く婦人の家	帶広市婦人センター 名寄市働く婦人の家 小樽市勤労婦人センター 岩内町働く婦人の家	室蘭市勤労婦人センター 北見市働く婦人の家 登別市婦人センター (滝川市働く婦人の家)
	青森市働く婦人の家		
	盛岡市働く婦人の家 釜石市働く婦人の家	一関市働く婦人の家	宮古市働く婦人の家
	石巻市働く婦人の家 七ヶ浜町働く婦人の家	泉市婦人会館	白石市働く婦人の家
秋田	大曲市働く婦人の家 (本荘市働く婦人の家)	仁賀保町働く婦人の家	秋田市働く婦人の家
山形	山形市働く婦人の家	(上山市働く婦人の家)	
福島	郡山市働く婦人の家		
茨城	日立市婦人の家	水戸市勤労婦人センター	総和町働く婦人の家
栃木	栃木市働く婦人の家	足利市働く婦人の家	
群馬	群馬県(桐生)働く婦人の家		
埼玉	川越市婦人会館 大宮市勤労婦人センター 埼玉県春日部勤労婦人ホーム	埼玉県坂戸勤労婦人ホーム 埼玉県羽生勤労婦人ホーム 埼玉県加須勤労婦人ホーム	埼玉県与野勤労婦人ホーム 埼玉県大宮勤労婦人ホーム 埼玉県戸田勤労婦人ホーム
千葉	旭市働く婦人の家		
東京	八王子市婦人センター		
神奈川	神奈川県立(川崎)勤労婦人会館		
新潟	見附市働く婦人の家	(上越市働く婦人の家)	
富山	高岡市働く婦人の家 上市町働く婦人の家 大沢野町働く婦人の家	永見市働く婦人の家 黒部市働く婦人の家 (滑川市働く婦人の家)	砺波市働く婦人の家 砺波広域圏(庄川) 働く婦人の家
石川	宇ノ気町働く婦人の家 鹿島町働く婦人の家	七尾市婦人センター (内灘町働く婦人の家)	松任市働く婦人の家
福井	敦賀市働く婦人の家 武生市働く婦人の家 (鯖江市働く婦人の家)	春江町働く婦人の家 福井市勤労婦人センター	芦原町働く婦人の家 三方町働く婦人の家
山梨	山梨市働く婦人の家		
長野	岡谷市婦人の家 上田市働く婦人の家 (塩尻市働く婦人の家)	松本市働く婦人の家 長野市働く婦人の家	須坂市働く婦人の家 諏訪市働く婦人の家
岐阜	南濃町働く婦人の家	(関ヶ原町働く婦人の家)	
静岡	三島市立働く婦人の家		

県名	働く婦人の家・勤労婦人センター		
愛知	尾西市勤労婦人センター 名古屋市勤労婦人センター	岡崎市働く婦人会館 (稲沢市働く婦人の家)	西尾市働く婦人の家
三重			
滋賀	草津市働く婦人の家	(彦根市働く婦人の家)	
京都			
大阪	大阪府立勤労婦人ホーム 池田市働く婦人の家	大阪市立勤労婦人センター	豊中市立働く婦人の家
兵庫	西脇市働く婦人の家 尼崎市立勤労婦人センター	神戸市立働く婦人の家	伊丹市立働く婦人の家
奈良	橿原市働く婦人の家		
和歌山	和歌山県(高野口)働く婦人の家		
鳥取	鳥取市働く婦人の家		
島根			
岡山	倉敷市立児島働く婦人の家 (備前市働く婦人の家)	総社市働く婦人の家	井原市働く婦人の家
広島	福山市福山勤労婦人センター	福山市松永勤労婦人センター	
山口	下関市勤労婦人センター		
徳島	藍住町勤労婦人センター	羽ノ浦町働く婦人の家	
香川	白鳥町働く婦人の家 志度町働く婦人の家	坂出市働く婦人の家	観音寺市働く婦人の家
愛媛	今治市働く婦人の家		
高知	(中村市働く婦人の家)		
福岡	久留米市勤労婦人センター 豊前市働く婦人の家 立花町働く婦人の家	北九州市立勤労婦人センター 志免町働く婦人の家 (筑後市働く婦人の家)	太宰府町立働く婦人の家 中間市働く婦人の家
佐賀	唐津市働く婦人の家		
長崎	(波佐見町働く婦人の家)		
熊本	熊本市勤労婦人センター		
大分	別府市婦人会館		
宮崎			
鹿児島	鹿児島市働く婦人の家	串木野市働く婦人の家	
沖縄	沖縄市働く婦人の家		
合計		127ヶ所	
備考	●※は県単独設置のものである ●()は、昭和55年度設置予定のものである		